

●まちなかの住宅取得補助金について

Q.

新発田のまちなかの住宅取得に補助金を交付する事業について、まちなかにしか都会から帰ってくる人間へ補助金が出ないと言うのは、より地域格差などを作ることになりませんか。私の実家は市街化区域です。しかし、同級生の家は市街化調整区域です。同時に実家を新築し、新発田へ里帰り移住をした場合、一方は補助金をもらえますが、一方は貰えないこととなります。まちなかの活性化は必要かも知れませんが、それ以上に市街化調整区域に里帰りするにはハードルが高いのです。新発田市のなかで地域格差のない対応をお願いします。

また、旧耐震住宅の建て替えについて、各市町村で解体の補助金を出し、新耐震にすることを勧めていますが、新発田市では対応されないのでしょうか。市街化調整区域には、きちんと申請を出していない建物が多く、老朽化が進んでいるものもあります。そのようなものを除却することで確保できる安全性もあると思います。これはまちなかの老朽化したビルなども同様と思います。

旧新発田市内で市街化調整区域出身者の意見で、新発田市の観光地、外からの一見では決してみえない地域のものについて、まちなかと同様に出来るわけが無いと思われるかもしれませんが、全く同じ所得税を払うものです。ご一考頂ければ幸いです。

(平成 26 年 1 月受付)

A.

まちなかの住宅取得に補助金を交付する事業について回答させていただきます。

この事業は「定住化促進事業」として昨年 6 月より始めたもので、「活気ある新発田の中心市街地を取り戻すため、市外からの転入者を対象に、中心市街地などにおける住宅建築及び取得費の一部補助を行い定住化を図ること」を目的に実施しています。この事業はここ 20 年で極端に人口が減少している中心市街地の 25 の丁目地域を事業範囲としています。私も市街化区域ではないところに居住しているひとりですが、ご承知のとおり市街化区域は、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、優先的、計画的に市街化を図るべき地域として指定し、まちづくりを進めている地域です。しかし、まちの核をなすべき地域で、空洞化が進んで来ており、市といたしましても、まずはこの地域の定住人口を増やし、活気を取り戻したいと考えて、限りある予算の中で事業を行っているものです。そして、なるべく多くの方に新発田に住んでももらいたいと考え、市内全域につきましては、別な事業であります「空き家バンク制度祝金」を創設し、併せて実施しています。この事業は、登録された空き家を購入すると、わずかばかりではありますが、祝い金として補助金が交付される事業です。

わたしは「住みよいまち日本一」を目指して、少しでも市民の皆様が公平で幸せになるようにと願い、まちづくりを進めているところです。しかし、前述のとおり限りある予算の中でのことでもあり、何卒ご理解いただければ幸いです。

次に、「旧耐震住宅の建て替え」について回答させていただきます。

当市では住宅等の解体費用についての補助は行っておりませんが、住宅等の耐震化に関する事業は、近隣市町村に先駆けて平成 19 年より「木造住宅耐震診断支援事業」「木造住宅耐震設計支援事業」「木造住宅耐震改修支援事業」を行っております。昭和 56 年 6 月に施行されました建築基準法の耐震関係規定より前の規定（旧耐震基準）で建てられました住宅等であれば、市内全域を対象としている事業です。また、この事業については当市のホームページに掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

（平成 26 年 1 月 27 日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。